

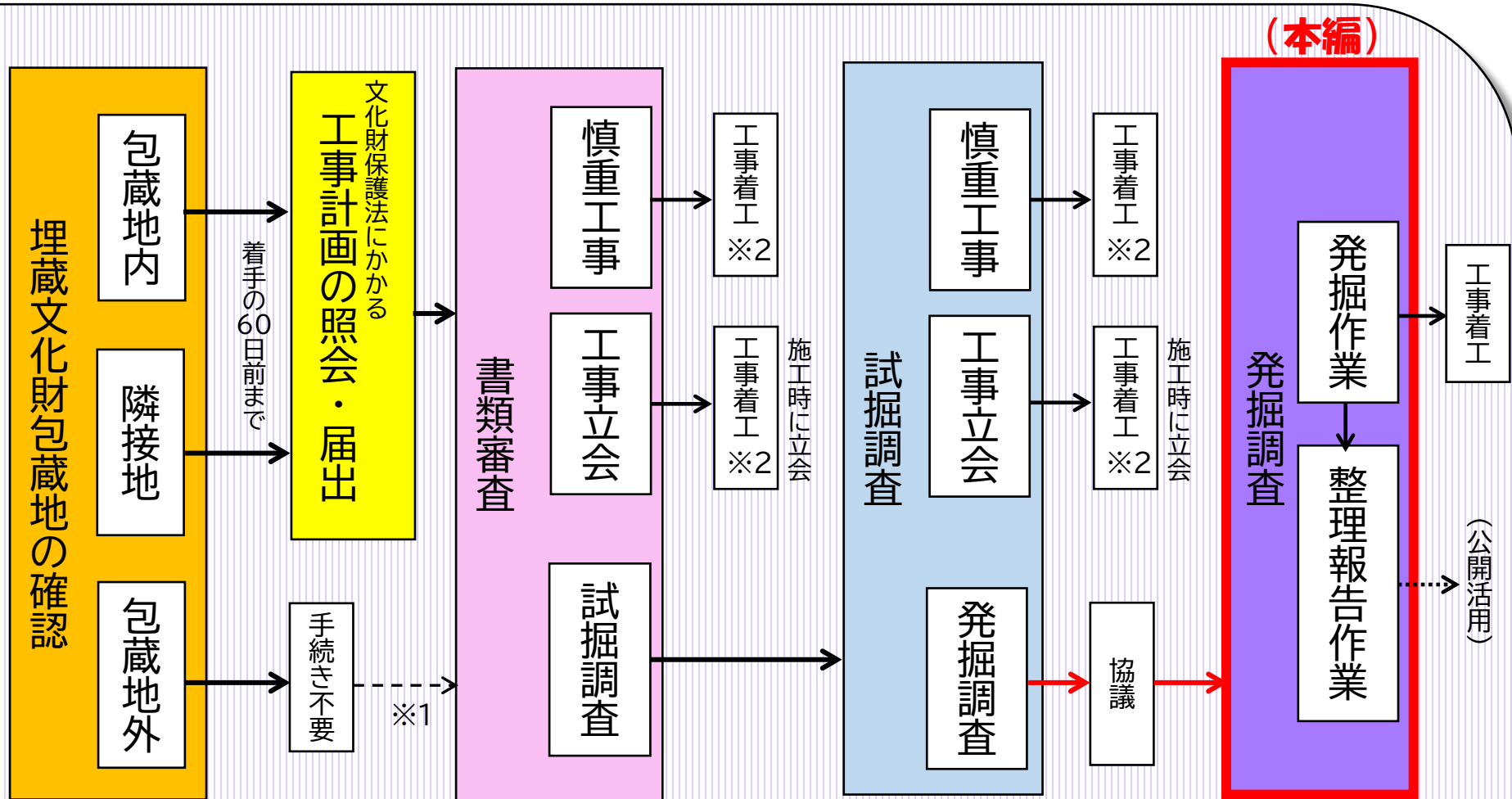
埋文のトリセツ



～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～

⑤ 「発掘調査ってなに？」編





- ※1 都市計画法にかかる開発事前協議申請や、採石法33条にかかる採取計画認可申請、盛土規制法にかかる事前協議申請を行う場合は、協議の対象となります。
- ※2 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



本編のテーマ「発掘調査」

開発工事などによって、やむをえず

遺跡をそのまま保存できない場合に、

遺跡を「記録」として保存するために行います。



発掘調査 は、現地での **発掘作業** だけでなく、その記録を保存・公開するための **整理報告作業** を複数年かけて実施します。

発掘調査

発掘作業 + **整理報告作業**

福岡市内では、年間40～50件の発掘調査を実施していますが、その大部分が「記録保存」のための発掘調査です。



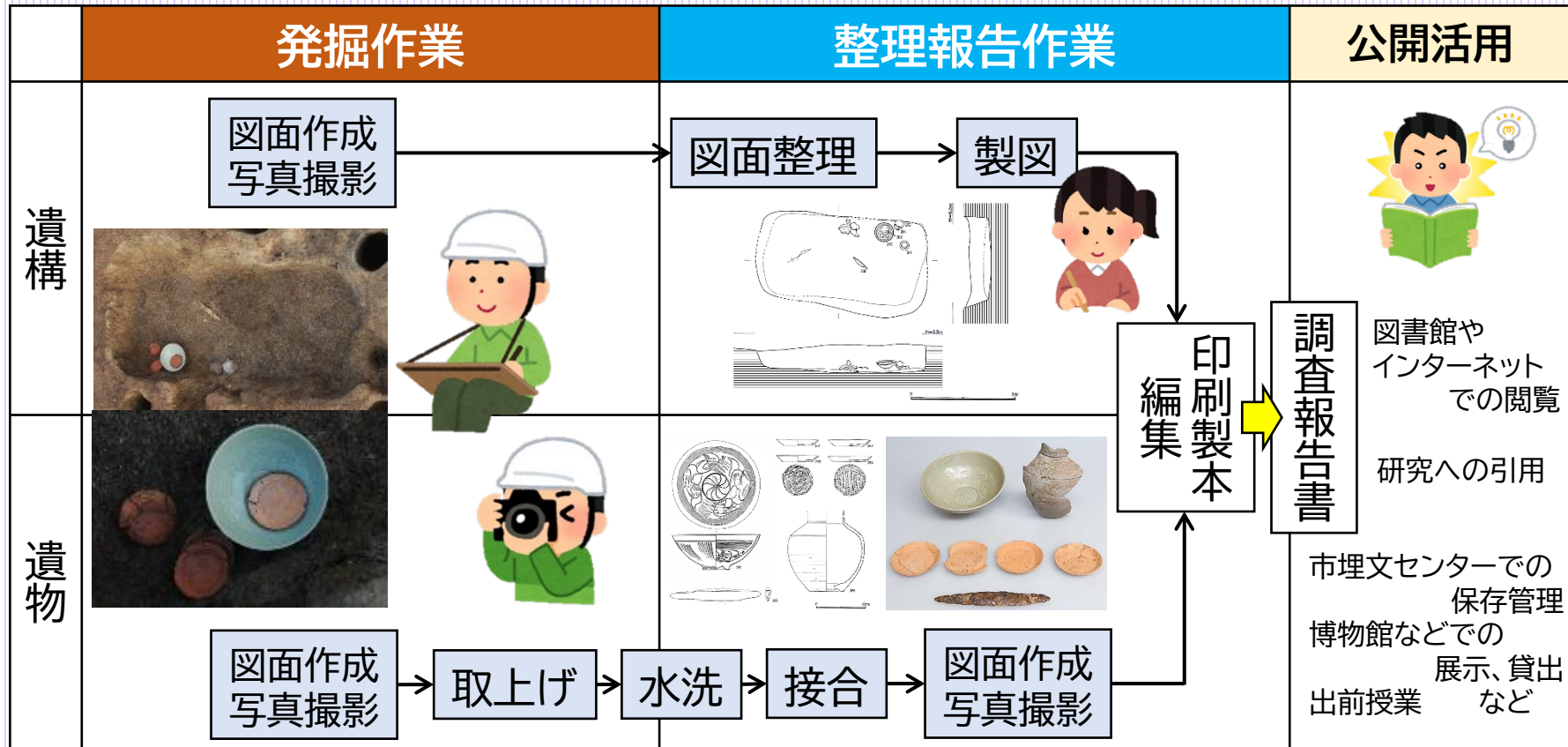
よくある質問Q&A

Q: なぜ「整理報告作業」が必要なのですか？

A: 遺跡を「記録保存」するためには、発掘作業で得られた遺構や遺物の詳細な情報を整理し、調査報告書(冊子)を刊行して記録として残すとともに、公開を図る必要があります。

調査報告書を刊行するためには、遺物の洗浄・復元、遺構や遺物の図化や写真撮影、考古学的所見の執筆、冊子にするための製図や編集、印刷、製本といった作業を行う必要があります、おおむね1～2カ年の作業期間を要します。

埋蔵文化財の記録保存と活用の事例



ある遺跡で見つかった平安時代のお墓の記録保存と活用について紹介します。

報告書の刊行までが「記録保存」ピョ!

◆発掘調査の実施者

発掘調査は、**原因者**が行う必要があります。

(発掘調査の原因となる土木工事等の事業主)

- 福岡市では、市または民間調査組織が発掘調査を行っていますので、原因者から市または民間調査組織に業務を「**委託**」することになります。
- その委託料(発掘費用)は**原因者の負担**となります。

※市が調査を行う場合、個人専用住宅の調査は、公費で実施可能ですが、年度毎に予算に限りがあります。

※その他の個人事業主の事業について市が調査を行う場合、調査費用の一部を公費で負担できる場合があります。詳細は、窓口でお問い合わせください。

委託者

原因者

委託契約

受託者

福岡市
または
民間調査組織

- ・発掘調査の実施
- ・報告書の刊行
- ・出土品の保管、公開【市】

よくある質問Q&A

**Q: 事業主と土地所有者が別の場合、
委託契約の契約者は誰になりますか？**

**A: 委託契約の契約者(委託者)は、
実際に費用負担をされる方になります。**

- ・費用の請求先と同一である必要があります。
- ・法人の場合は、代表者名となります。



よくある質問Q&A

**Q: 個人住宅の場合でも、発掘調査費用は
施主が負担する必要がありますか？**

A: 個人専用住宅建設に伴う発掘調査については、
公費で実施が可能です。

ただし、

- ・公費適用にあたり、確約書及び事業計画書の提出を求め、適用に合致しないことが判明した場合には、公費の返還を求めることがあります。
- ・年度ごとに予算に限りがあります。
- ・工事で使用する機材等(外柵やトイレ等)の提供について、協力をお願いします。

その他、個人事業主の事業について、一部に公費を充当できる場合があります。
詳細は、窓口でお問い合わせください。

◆発掘調査のながれ

①事前協議 発掘調査の範囲、費用、期間等の協議



②契約締結 契約事務等



③発掘作業 現地での最終確認、周辺挨拶、掘削作業



④整理報告作業 室内での整理作業、報告書の刊行



① 事前協議

発掘調査の範囲や、費用、期間等、

契約締結にむけて**詳細な協議**を行います。

また、発掘調査にかかる**土地所有者の承諾書**を

提出していただきます。

●発掘調査の実施にかかる委託契約を締結するために、

主に3つの内容について、詳細を取り決めます。

発掘調査の範囲

発掘調査の期間

発掘調査の費用



よくある質問Q&A

Q: なぜ、土地所有者の承諾が必要なのですか？

A: 所有者の承諾を求める理由は、主に2つあります。

- ・その土地で発掘調査を実施することについての承諾
- ・出土品について、文化財保護法第105条第1項(※)にかかる土地所有者としての権利を放棄することについての承諾

(※)遺跡から出土した文化財は所有者が不明であり、所有者が判明しないものの所有権は、福岡県に帰属します。



よくある質問Q&A

**Q: 発掘調査で出土した物は、
土地所有者のものにならないのですか？**

A: 遺跡から出土した文化財は所有者が不明であるため、発見者である福岡市が文化財であることを確認したうえで警察署長に通知します。また、その所有は福岡県に帰属し、発見者である福岡市と土地所有者は出土した文化財の1/2ずつを受け取る権利を有します。

しかし、文化財は国民的財産であるため、適切に管理し、国民に公開する必要があります。文化財の保存・管理・活用を適切に実施できる施設や専門知識を持つ自治体に一任していただくことが望ましいといえます。

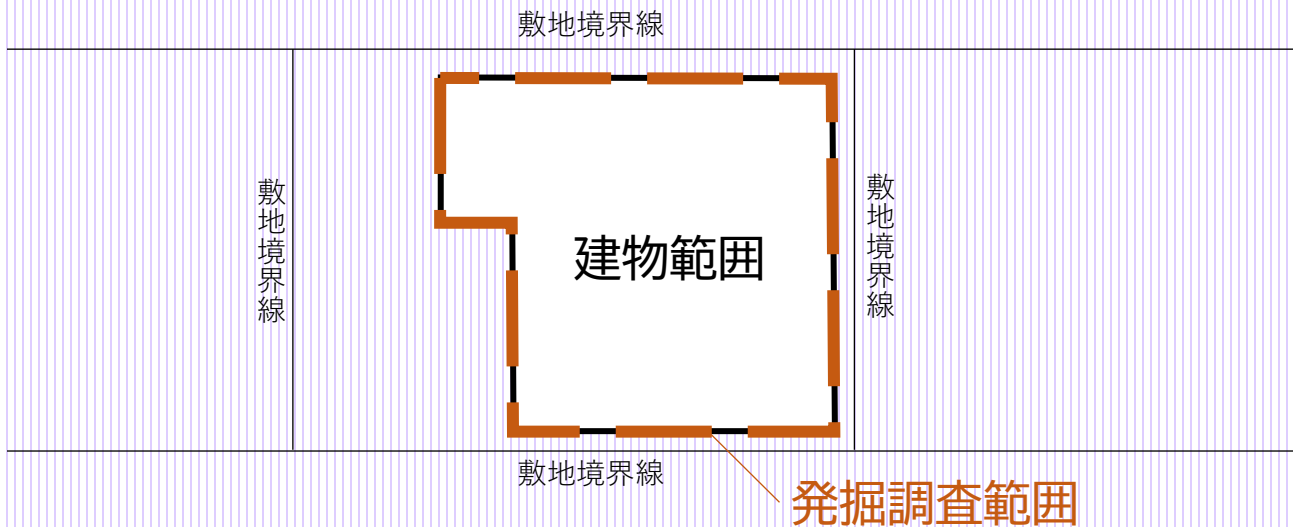
なお、福岡市では、福岡市埋蔵文化財センターで出土品を適切に保存・管理するとともに、博物館での展示などにより公開を図っています。

① 事前協議

発掘調査の範囲

工事によって埋蔵文化財に影響が及ぶ範囲が
発掘調査の対象範囲となります。

<例> 建築工事の場合



工事による影響範囲が建物部分のみであれば、
建築面積 = 発掘調査面積となります。



① 事前協議

発掘調査の期間

工事の工程と、発掘調査に必要な期間の調整を行います。

- 試掘調査の結果や、各現場の諸条件を確認したうえで、
発掘調査に必要な期間を積算します。
- 発掘作業の着手までには、契約事務や作業準備などのほか、
他事業の発掘作業の工程との調整のため、一定期間を要します。
- 現地での発掘作業が完了次第、土木工事の施工が可能となります。
- 室内での整理報告作業には、おおむね1～2カ年を要しますので、
契約期間は複数年となります。



① 事前協議

発掘調査の期間

<例> 発掘作業:10~12月(2か月)、整理報告:1カ年の場合



①事前協議

発掘調査の費用

試掘調査の結果や、各現場の諸条件を確認したうえで、

発掘調査にかかる費用を積算します。

※現場ごとに各費用を積み上げて計算しますので、

「1㎡あたり●円」という単価が設定されているわけではありません。

※見積書の作成には、3～4週間程度を要します。



費用の積算については、
次のページから詳しく紹介します。



発掘調査に必要な主な経費

発掘作業：遺跡の掘削を行い、記録作成(測量や写真撮影)を行う

整理報告作業：遺跡の記録を整理して、報告書として刊行する

発掘作業	人件費	発掘作業員の賃金、共済費、通勤手当など
	報償費、旅費	専門家の知見を要する場合の謝礼など
	印刷消耗品費	作業に必要な用品類
	光熱水費	電気・水道・燃料等
	役務費	通信・運搬費
	委託費	空中写真撮影や自然科学分析等
	借損料	重機、高所作業車、休憩所、その他機材のリース
	原材料費	砕石や真砂土等
整理報告作業	人件費	整理補助員の賃金、共済費、通勤手当など
	報償費、旅費	専門家の知見を要する場合の謝礼など
	印刷消耗品費	作業に必要な用品類、報告書の印刷製本費
	役務費	通信・運搬費
	委託料	自然科学分析等
	借損料	カメラ等備品のリース

① 事前協議

発掘調査の費用

発掘調査費用は、最終的に**実費精算**し、**残額は還付**します。

発掘作業にかかる費用

発掘費用の納入(1期) 調査着手後、請求日から30日以内に、発掘調査費用の約8割を納入

(発掘調査終了後)

発掘費用の精算

実際に使用した費用を精算

<精算額が1期分を上回った場合>

発掘費用の納入(2期)

<精算額が1期分を下回った場合>

整理報告費用への充当
あるいは
余剰金の還付

整理報告作業にかかる費用

整理報告費用の納入(3期) 調査着手後、請求日から30日以内に、整理報告費用の納入

(報告書刊行後)

整理報告費用の精算

余剰金の還付

実際に使用した費用を精算し、余剰金は還付

ちょっとわかりにくいので、次ページで事例を紹介します⇒

精算と変更契約の事例(発掘作業の費用が当初契約額の8割以内に収まる場合)

	当初契約額	支払い区分
1カ年目 (発掘作業)	4,000,000円	(1期)3,200,000円 (2期)800,000円
2カ年目 (整理報告作業)	1,500,000円	(3期)1,500,000円
合計	5,500,000円	5,500,000円



	変更契約額1	支払い区分
1カ年目 (発掘作業)	3,100,000円	(1期)3,100,000円
2カ年目 (整理報告作業)	1,500,000円	(既納額100,000円) (2期)1,400,000円
合計	4,600,000円	4,600,000円



	変更契約額2	納入額
1カ年目 (発掘作業)	3,100,000円	3,100,000円
2カ年目 (整理報告作業)	1,200,000円	1,500,000円
合計	4,300,000円	還付額 300,000円

発掘作業着手後 1期分の納入

当初契約額の約8割に相当

作業完了後、1～1.5ヶ月で精算額が確定

発掘作業終了後
精算額が3,100,000円だった場合

- ⇒ 1カ年目の2期請求は不要
- ⇒ 1カ年目の契約額を、精算額に変更
- ⇒ 余剰金を2カ年目の納入額から差し引く。

整理報告作業着手後 2期分の納入

整理報告作業終了後
精算額が12,000,000円だった場合

- ⇒ 既納額のうち、余剰金300,000円を還付

① 事前協議

発掘調査の費用

発掘調査費用に関わる主要素

各現場で費用が異なってくる
4つの理由を解説するピヨ



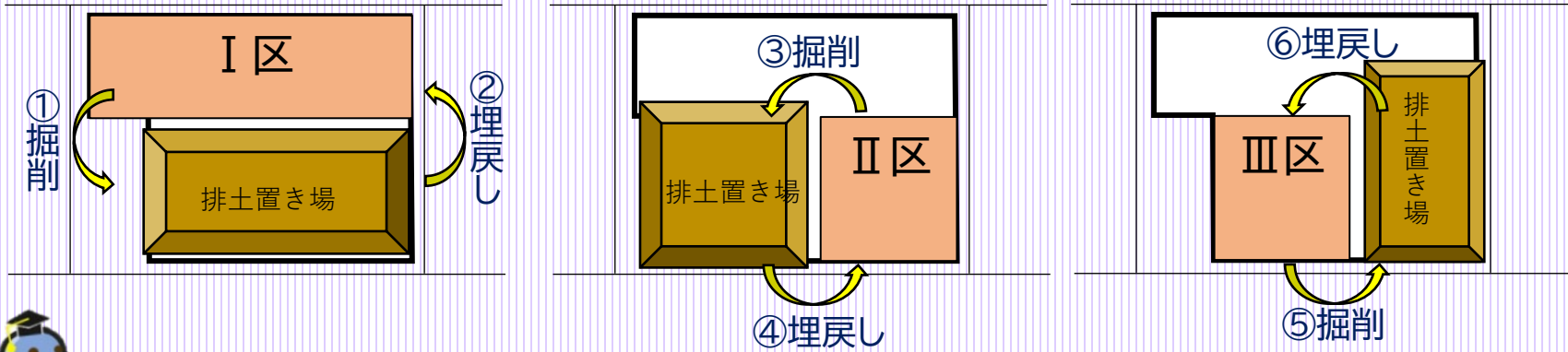
1) 掘削する土量

表土が厚い⇒重機の稼働日数が増加

2) 排土置き場の有無

排土置き場が狭い⇒⇒作業員や重機の稼働日数が増加

<例> 調査区を3つに分ける場合



排土置き場が狭いと、1度に調査できる面積が狭くなるため、作業効率が下がってしまいます。

① 事前協議

発掘調査の費用

発掘調査費用に関わる主要素

3) 遺構・遺物の出土状況

遺構の数や遺物の量が多い ⇒ 作業員の稼働日数が増加

遺構面が複数ある ⇒ 重機・作業員の稼働日数が増加

<例> 有田遺跡群第107次調査
遺構の数が多い（複数の建物が重なる）



<例> 博多遺跡群第199次調査
遺物の量が多い（多量の中国陶磁器が出土）





Q：遺構面ってなに？



A: 遺構(昔の人の生活の痕跡)が
分布する面のことです。

複数の時代にまたがる遺跡の場合は、
人為的に整地をしたり、自然に埋まったりして、
遺構が層状に重なっていることがあるため、
その層ごとに発掘作業を行う必要があります。

1面(近世)



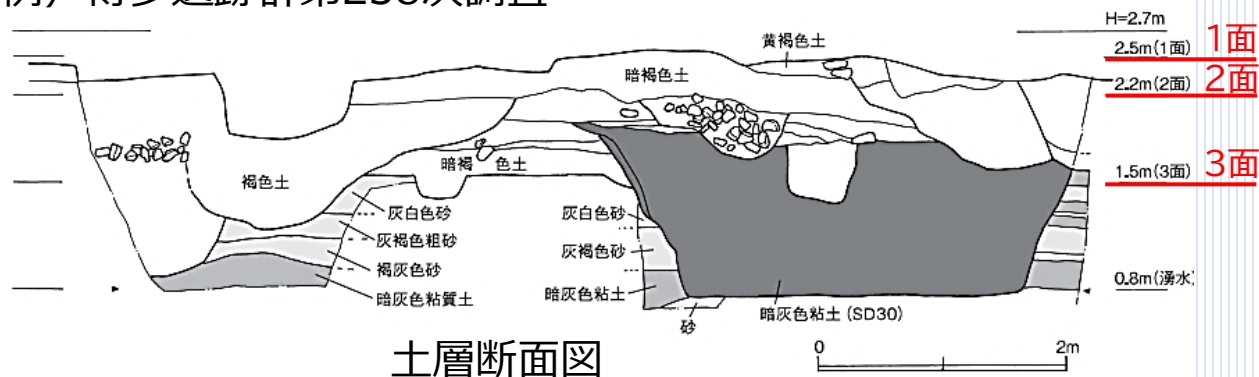
2面(中世後半)



3面(中世後半)



例) 博多遺跡群第238次調査



① 事前協議

発掘調査の費用

発掘調査費用に関わる主要素

4) 休憩施設や設備・機材類の提供の有無

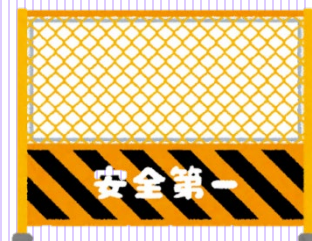
工事用の休憩施設や機材類を提供いただける場合は、
発掘調査の見積書には計上しません。

<例>

排土の掘削や場外搬出



外柵、出入口



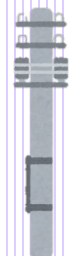
休憩所



仮設トイレ



電気



水道



その他、コンテナ倉庫、水中ポンプ、ベルトコンベア等、発掘調査に必要な設備等

よくある質問Q&A

Q: なぜ発掘作業に電気や水が必要なのですか？

A: 掘削作業や、作業員の安全衛生環境の確保のため、
以下のような場面で電気や水道が必要になります。

【電気】 休憩所内の電灯や空調機器

水中ポンプ(調査区に水が溜まった際の排水)

ベルトコンベア(排土の運搬) など

【水道】 手洗い、仮設トイレの水洗、

遺構面への散水(固く乾燥した土では作業効率が下がるため)

出土遺物の水洗 など



②契約事務

発掘調査の範囲・費用・期間等について、
協議が整えば、**委託契約書を締結**します。

- 事前協議の内容を踏まえ、
当課で契約書の案を作成し、提示します。
- 問題がなければ、契約書を2部作製し、
委託者及び本市がそれぞれで押印します。



③発掘作業

現地での遺構掘削、測量や図面作成、写真撮影など、
遺跡を記録保存するための作業を行います。

1)作業前の準備

現物提供物品などの手配、設置
現場内外の最終確認、近隣挨拶

2)掘削作業、記録作成

遺跡の発掘、図面作成、写真撮影

3)撤収作業

埋め戻し、撤収、工事への引き渡し



発掘調査の基本的な流れ

発掘作業

1) 作業前の準備



外柵、休憩所、便所等の設置



現地での最終打合せ



近隣住民への挨拶

2) 掘削作業



重機で表土を除去



遺構を手作業で検出



遺構を手作業で掘削



次のページへ
28

発掘調査の基本的な流れ

発掘作業



測量



遺構の写真撮影・実測



遺物の取り上げ

3) 撤収作業



埋戻し



機材の撤去



現場の引き渡し

発掘調査の基本的な流れ

発掘作業

場合によっては、このような作業を行うこともあります。



脆弱な遺物の取り上げ



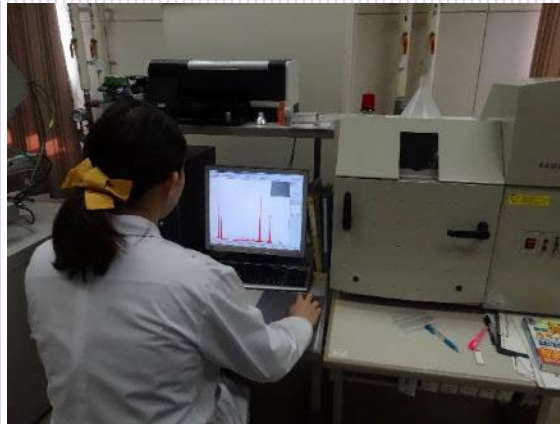
土層の剥ぎ取り



空中写真撮影



専門家の指導



自然科学分析



地域住民向けの遺跡説明会

よくある質問Q&A

Q: いつから工事に着手できますか？

A: 現地での作業や撤収が終わり次第、工事着工は可能です。

ただし、発掘作業の過程で想定以上の埋蔵文化財が確認された場合や、天候不順により工程が遅れた場合には、工期や費用について協議させていただく場合があります。

なお、作業完了後、1～2週間程度で、当課より完了報告書を発行します。



よくある質問Q&A

**Q: 発掘調査が完了すれば、
どのような土木工事でも実施できますか？**

A: 埋蔵文化財の記録保存が完了した範囲については、
土木工事が実施可能です。

ただし、

地域の歴史にとって重要な遺構等が発見された場合は、
現地保存について、協議することがあります。



④整理報告作業

図面・写真等の記録類や、遺物を整理し、発掘調査報告書を刊行します。報告書の刊行後、記録類や遺物は、埋蔵文化財センターで収蔵・保管します。

1)遺構の記録類の整理

図面や写真の台帳化、製図にむけた準備

2)遺物の実測、写真撮影

土器などの接合・復元、実測、写真撮影、台帳作成

3)報告書の作成

製図、編集、原稿執筆、印刷製本

4)公開活用のための作業

報告書の発送、埋蔵文化財センターへの収蔵



発掘調査の基本的な流れ

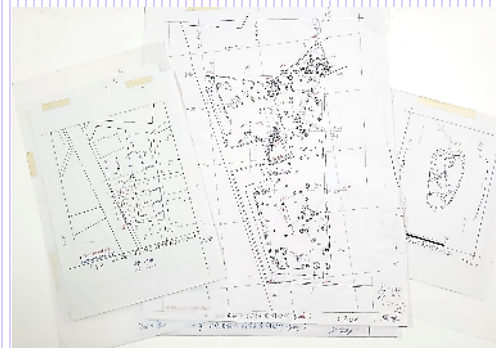
整理報告作業

1) 遺構の記録類の整理



写真番号	写真内容		撮影日時	カメラサイズ	フィルム	備考
	遺構・遺物番号	状況・撮影				
100	0001	0001	0001	0001	0001	
101	0002	0002	0002	0002	0002	
102	0003	0003	0003	0003	0003	
103	0004	0004	0004	0004	0004	
104	0005	0005	0005	0005	0005	
105	0006	0006	0006	0006	0006	
106	0007	0007	0007	0007	0007	
107	0008	0008	0008	0008	0008	
108	0009	0009	0009	0009	0009	
109	0010	0010	0010	0010	0010	
110	0011	0011	0011	0011	0011	
111	0012	0012	0012	0012	0012	
112	0013	0013	0013	0013	0013	
113	0014	0014	0014	0014	0014	
114	0015	0015	0015	0015	0015	
115	0016	0016	0016	0016	0016	
116	0017	0017	0017	0017	0017	
117	0018	0018	0018	0018	0018	
118	0019	0019	0019	0019	0019	
119	0020	0020	0020	0020	0020	
120	0021	0021	0021	0021	0021	
121	0022	0022	0022	0022	0022	
122	0023	0023	0023	0023	0023	
123	0024	0024	0024	0024	0024	
124	0025	0025	0025	0025	0025	
125	0026	0026	0026	0026	0026	
126	0027	0027	0027	0027	0027	
127	0028	0028	0028	0028	0028	
128	0029	0029	0029	0029	0029	
129	0030	0030	0030	0030	0030	
130	0031	0031	0031	0031	0031	
131	0032	0032	0032	0032	0032	
132	0033	0033	0033	0033	0033	
133	0034	0034	0034	0034	0034	
134	0035	0035	0035	0035	0035	
135	0036	0036	0036	0036	0036	
136	0037	0037	0037	0037	0037	
137	0038	0038	0038	0038	0038	
138	0039	0039	0039	0039	0039	
139	0040	0040	0040	0040	0040	
140	0041	0041	0041	0041	0041	
141	0042	0042	0042	0042	0042	
142	0043	0043	0043	0043	0043	
143	0044	0044	0044	0044	0044	
144	0045	0045	0045	0045	0045	
145	0046	0046	0046	0046	0046	
146	0047	0047	0047	0047	0047	
147	0048	0048	0048	0048	0048	
148	0049	0049	0049	0049	0049	
149	0050	0050	0050	0050	0050	
150	0051	0051	0051	0051	0051	

図面・写真の台帳化



下図の作成

2) 遺物の実測、写真撮影



遺物の洗浄・乾燥



注記・接合



遺物の実測・写真撮影

発掘調査の基本的な流れ

整理報告作業

3) 報告書作成



製図・編集原稿の執筆・校正

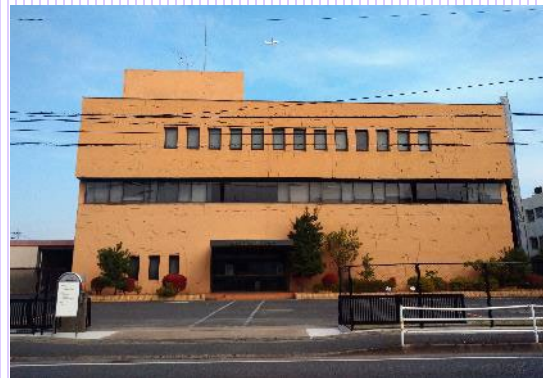


印刷製本

4) 公開活用のための作業



報告書の図書館等への発送



埋蔵文化財センターでの記録類・遺物の収蔵・保管



発掘調査の基本的な流れ

整理報告作業

場合によっては、このような作業を行うこともあります。

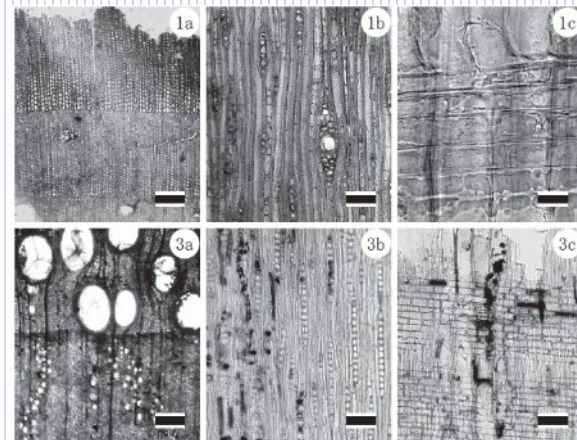
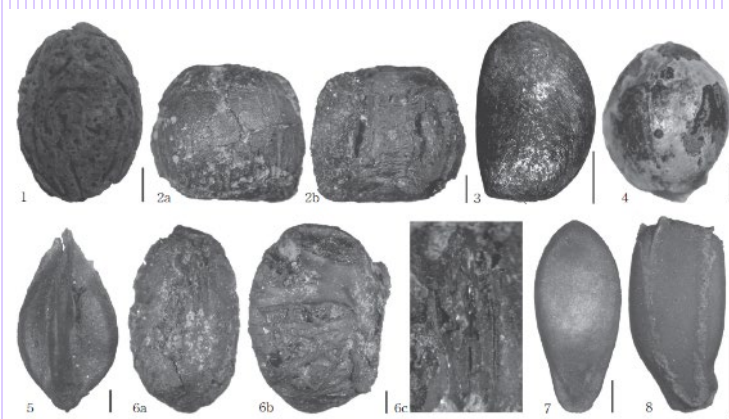
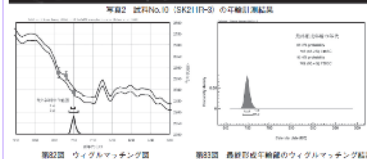
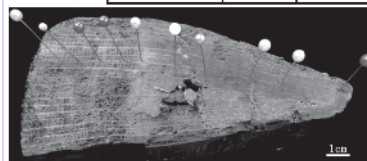


専門家の指導



保存科学分析

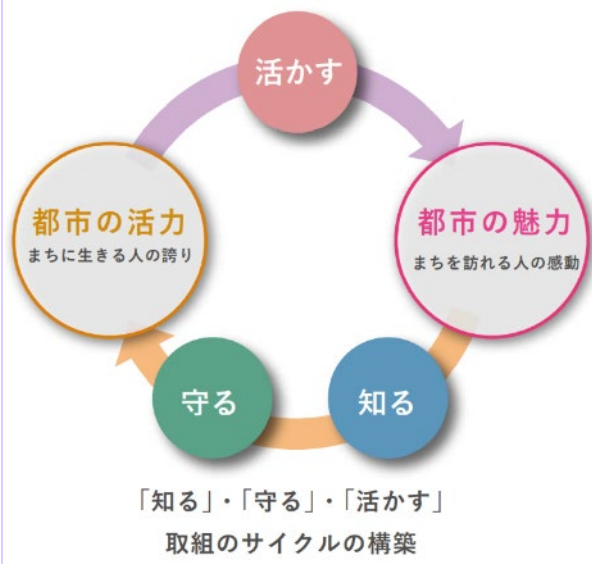
埋蔵物名	品目	発掘位置(平面)	発掘深度	放射性炭素年代測定(14C)		放射性炭素年代測定(14C)	
				測定値(±1σ)	測定値(±2σ)	校正値(±1σ)	校正値(±2σ)
埋蔵物名	品目	発掘位置(平面)	発掘深度	測定値(±1σ)	測定値(±2σ)	校正値(±1σ)	校正値(±2σ)
埋蔵物名	品目	発掘位置(平面)	発掘深度	測定値(±1σ)	測定値(±2σ)	校正値(±1σ)	校正値(±2σ)



自然科学分析(年代測定・種実同定・樹種同定など)

☆報告書の刊行後の埋蔵文化財の活用

令和4年度に策定した『福岡市文化財活用地域計画』に基づき、埋蔵文化財の調査研究や、適切な保存管理、学び・教育への活用などに取り組んでいます。



博物館等での展示



市民講座



小学校への出前授業



収蔵施設の一般公開

埋文のトリセツ

～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～



丸隈山古墳の
があこ先生

福岡市経済観光文化局
文化財活用部埋蔵文化財課
事前審査係



考古学者の
たまごちゃん

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1(福岡市役所14階)
TEL 092-711-4667 FAX 092-733-5537
Mail maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp
HP「福岡市の文化財」 <https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>